

東海大学教職員組合規約

(2022年5月1日成立即日施行)

[名称・所在地・設立年月日]

- 第1条 この組合の名称は、東海大学教職員組合という。
- 2 東海大学教職員組合は横浜地区労働組合協議会の加盟組合として活動する。
- 3 東海大学教職員組合（以下では「当組合」という）の設立年月日は、2022年5月1日とし、所在地を神奈川県横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館3階（横浜地区労働組合協議会内）に置く。

[目的]

- 第2条 当組合は、組合員の生活権の確保と社会的地位の向上をはかるとともに、東海大学ほか各種関連機関の教育・研究における環境条件の改善と民主化に寄与することを目的とする。

[組合の構成、組合員の資格・権利]

- 第3条 当組合は、東海大学ほか各種関連機関の非正規および正規の教職員をもって組織することを原則とする。ただし、執行委員会が特に認める場合は、上記以外の者を組合員にすることができる。
- 2 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。
- 3 当組合の組合員は、当組合のすべての議題・課題に参加する権利および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

[加入・脱退]

- 第4条 当組合への加入は、本人の書面による申し込みと加入金の納入、執行委員会における承認をもって成立する。ただし、組合員資格による団体交渉などの活動行為は、「組合費規定」第9条による組合費の入金確認をもって開始される。
- 2 当組合からの脱退は、本人の書面による申し込みのみによる。
- 3 当組合は、長期にわたる組合費の滞納、当該組合員の所在不明、組合もしくは他の組合員に不利益を与えたりまたは組合もしくは他の組合員の名誉を傷つけたりする行為があったときには、執行委員会の決議により、本人の同意なく当組合の組合員としての資格を停止させることができる。

[再加入]

第5条 一度脱退した場合であっても、第4条1項の手続きを同様に実施することにより、当組合に再加入することができる。

2 組合費の未納または滞納事由で退会処理されたことにより組合員でなくなった場合、当組合への再加入には、執行委員会の承認を必要とする。

[組合総会]

第6条 総会は、当組合の最高意思決定機関であり全組合員をもって構成される。開催される組合総会は、組合員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、定期総会は、毎年1回、3月から5月第2週までの間に開催される。

2 定期総会の議題は、下記の例による。

(1) 議長・副議長の選出

(2) 執行委員候補者紹介

(3) 選挙管理委員の選出

(4) 議題報告

①当該年度（場合によって前年度）の活動報告と次年度（場合によって本年度）の活動方針

②当該年度（場合によって前年度）の会計報告と次年度（場合によって本年度）の予算案

(5) 議題の審議（質疑応答）

(6)採決（出席者数・委任状数の確認）

①当該年度（場合によって前年度）の活動報告と次年度（場合によって本年度）の活動方針

②当該年度（場合によって前年度）の会計報告と次年度（場合によって本年度）の予算案

(7) 執行委員選出選挙の投票結果発表および新執行委員の紹介

(8) その他

3 組合の財源、使途、主要な寄付者の氏名、現在の財務状況を示す会計報告は定期総会において、会計監査人による「会計報告が正確であることの証明書」は定期総会においてあるいは定期総会後の1か月以内に組合員に公表されなければならない。

4 総会の議決権の行使は、組合員1人につき1票とする。

[執行委員の選出]

第7条 執行委員は、立候補後、当組合の執行委員2名以上の推薦を得て、総会において出席組合員の直接無記名投票によって選出される。

2 当該執行委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとし、再任を妨げない。

- 3 やむを得ない事由により任期途中において補充の必要が生じた場合には、執行委員5名以上の推薦により執行委員会の決議をもって選出し得るものとする。この場合の任期は、次の定期総会までとする。

[執行委員会]

第8条 執行委員会は、次期総会までの間、当組合の目的を達成するため、今期の総会の方針に従って組合活動を実践する執行機関である。

- 2 執行委員会は、第7条の手続きによって選出された執行委員で構成される。
- 3 執行委員会は、執行委員の出席によって、毎月一回開催されることを原則とする。

[会計監査の選出]

第9条 会計監査は、職務の独立性を重視するため、総会において出席組合員の直接無記名投票によって選出される。

- 2 当該監査の任期は、定期総会から次の定期総会までとし、再任を妨げない。
- 3 やむを得ない事由により任期途中において補充の必要が生じた場合には、執行委員会で選出し得るものとする。この場合の任期は、次の定期総会までとする。

[会計監査人の選任]

第10条 会計監査人は、執行委員によって推薦された職業的資格を有する者の中から、執行委員会の承認を得て総会決議によって選任される。

- 2 当該会計監査人の任期は、定期総会から次の定期総会までとし、再任を妨げない。
- 3 やむを得ない事由により任期途中において補充の必要が生じた場合には、執行委員によって推薦された職業的資格を有する者の中から、執行委員会の承認を得て選任され、この場合の任期は、次の定期総会までとする。

[組合役員の構成]

第11条 この組合につきの役職をおく。監査人を除く役職は、定期総会後に開催される初回の執行委員会において、執行委員の中から出席執行委員による互選で決定・選出される。

- (1) 執行委員長 1名 委員長は、対外的に当組合を代表する。
- (2) 副執行委員長 1名 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が一時的に任務を遂行し得ないときには、任務を代理・代行する。
- (3) 書記長 1名 書記長は、委員長を補佐し、組合内の実務を行う。
- (4) 書記次長 若干名 書記次長は、書記長を補佐し、書記長が一時的に任務を遂行し得ないときには、任務を代理・代行する。会計との兼務を可とする。書記次長が複数名いる場合には、代行する書記次長を執行委員会の決議をもって事前あるいは適宜に決定する。

- (5)会計 若干名 会計は、当組合の財務を管理する。
- (6)会計監査 1名 会計監査は、執行委員として処遇し、当組合の財務状況および業務を監査する（ただし、監査は、(1)乃至(5)を兼務することはできない）。
- 4 組合役員に一時的に若しくは一定の任務を遂行できない事由が生じた場合には代理職を、一定期間欠員が生じる場合には代行職を、執行委員の中から執行委員会の決議によって選任することができる。この場合の代理期間は、任務に復帰するまでとし、代行期間は、欠員状態が解消されるまでとする。
- 5 第3条1項ただし書きによる組合員を、顧問あるいは相談役として選出することができる。顧問および相談役は、執行委員会において決議推薦され、総会において直接無記名投票による承認を得なければならない。

[組織構成]

- 第12条 当組合は総会での承認があった場合に湘南キャンパス・東京キャンパス・静岡キャンパス・熊本キャンパス・札幌キャンパスに支部を置くことができる。各支部は共通する目的が生じた場合には総会または執行委員会の指示に従い、団結して問題解決に向けて活動しなければならない。
- 2 上記各支部には支部長1名を置く。支部長は第7条で定める当組合の執行委員でなければならない。
- 3 各支部内には職員・専任教員・非常勤教員の3部門を置き、組合加入した者は3部門のいずれに属するかを自らの意思で決定する。
- 4 各支部内で共通する目的が生じた場合に3部門が協力して活動を行う。
- 5 支部内の3部門は他支部の同一部門と連携して活動を行うことができる。

[財源・財政]

- 第13条 組合の財源は、組合員から支払われる組合費およびその他の特別収入（カンパ・事業収入）をもって構成し、組合の財政は、組合活動の経費を賄うものとする。
- 2 争議の結果として、金銭給付による解決となった場合には、当組合は、受領した給付金の中から一定割合による金額の任意の寄付を当該組合員へ要請するものとする。
- 3 総会、執行委員会の開催費や団体交渉などの参加のための交通費など、組合活動に必要とされる経費は、支出した本人の請求（請求書および支払いを証する書面の添付提出を要す）によって支払われる。ただし、交通費については、原則として一回につき往復3千円を上限とし、遠方の場合の交通費については、応援要請があるなど特段の事情があるときは、この限りではないが、執行委員会の承認を要する。

[組合費]

- 第14条 組合員は、組合費を支払う。組合費に関する詳細は、別に設ける「組合費規定」によって定める。

[同盟罷業の決定要件および行使]

第 15 条 当組合の同盟罷業権の行使は、組合員の直接無記名投票による過半数の賛成をもって決定する。

2 当組合が実施する同盟罷業は、当組合の執行委員会の指令をもって開始しあるいは終了し、組合員は、その命令に従うものとする。

[議決・承認の要件手続き]

第 16 条 総会、執行委員会における議決および承認は、下記による。

(1)総会における議決・承認は、総会出席組合員の過半数をもって成立する。

(2)執行委員会における議決・承認は、執行委員会出席執行委員の過半数をもって成立する。

[規約の改定]

第 17 条 組合同規約の改定は、組合員の直接無記名投票によって過半数の支持を得た議決によらなければならない。

2 組合同規約の改定手続きは、次の手順で行う。

(1)執行委員会は、組合同規約の改定及び素案作成について、審議する。

(2)執行委員会は、執行委員会で決議された改定試案を総会において発議する。

[附則]

1 条 東海大学教職員組合同規約は、2022 年 5 月 1 日に開催された当組合結成総会において承認され、即日施行された。

2 条 当組合は、第 1 期の会計年度を 2022 年 5 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

3 条 感染症等の影響で総会をどうしても予定通りに開催できない場合も、その日程変更については総会での事後的な承諾を必要とするものとする。

以上